平成２５年（フ）第１８７号
千葉県山武郡芝山町新井田新田245番地39
債務者　山下　逸朗（旧姓西野）
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１８８号
千葉県山武郡芝山町新井田新田245番地39
債務者　山下　裕子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１号
三重県伊勢市中須町1678番地
債務者　山川加代子
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台東１丁目11番地６　シャンポールイナバ105
債務者　前田　幸男
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２０６号
新潟県長岡市草生津３丁目５番18号
債務者　大谷内幸子
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２１９号
新潟県魚沼市七日市255番地２　ハイツ湯之谷106号
債務者　仲丸　政男
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２７９号
岡山県倉敷市北畝２丁目６番45号
債務者　髙原　善昭
1　決定年月日時　平成26年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第９号
岡山県倉敷市笹沖1191番地４　レオパレス足高104
債務者　黒﨑　　充
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２１６６号
札幌市清田区真栄１条１丁目18番23号
債務者　鈴木英二郎
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２６３号
札幌市豊平区平岸３条８丁目４番26号キューブ平岸３・８―310号
債務者　河岸　昌志
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３４２号
札幌市白石区南郷通16丁目北10番５―105号
債務者　柏倉　和弘
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３７５号
札幌市白石区南郷通７丁目南４番28―201号
債務者　阿部　圭浩
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３８６号
札幌市西区八軒１条東１丁目６番７号　アスターハイツヤマチカ102号
債務者　新居　慶英
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４２１号
札幌市清田区平岡１条１丁目７番８―601号
債務者　田中　勝隆
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４３５号
札幌市白石区本通17丁目北３番20―412号
債務者　西岡　節子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５１３号
札幌市北区新琴似２条８丁目２番13号
債務者　深井　純子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５２４号
札幌市豊平区中の島１条３丁目４番５号
債務者　金森　弘子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５４３号
北海道北広島市大曲幸町２丁目１番地　サウスウィングコート207号
債務者　山中　　誠
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部